

平成 30 年 2 月 27 日

吾妻山における警戒が必要な範囲の再検討について

仙台管区气象台
福島地方气象台

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して気象庁が発表します。

また、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の防災対策と一体的に噴火警報・予報を発表します。

吾妻山では現在、噴火警戒レベル 2 では大穴火口から概ね 500 メートル以内を「警戒が必要な範囲」としており、噴火警戒レベルに応じた防災対応として、同範囲への立入りを制限することが定められています。

しかし、御嶽山の噴火など近年の噴火災害の状況や 1950 年の吾妻山の噴火による噴石の到達範囲が 1.2 キロメートルであったことを踏まえ、小規模な噴火（水蒸気噴火）が発生すると予想される場合の警戒が必要な範囲は、少なくとも 1.5 キロメートル程度とすることが望ましいと考えております。

以上のことから、観光客等の安全の確保のために、警戒が必要な範囲と防災対策の再検討が必要と考えています。